

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

令和4年5月31日

加古川市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

## I 適用期間 令和4年6月1日（水）から

## II 対応方針

### 1 マスクの着用について

#### (1) マスク着用の考え方

マスクの着用については、厚生労働省通知「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」（令和4年5月20日）に基づき、次のとおり取り扱うこととする。

#### <マスク着用の考え方>

	<u>身体的距離（2m以上）が確保できる</u>		<u>身体的距離（2m以上）が確保できない</u>	
	<u>屋内</u>	<u>屋外</u>	<u>屋内</u>	<u>屋外</u>
<u>会話をを行う</u>	<u>着用を推奨</u>	<u>着用の必要なし</u>	<u>着用を推奨</u>	<u>着用を推奨</u>
<u>会話をほとんど行わない</u>	<u>着用の必要なし</u>	<u>着用の必要なし</u>	<u>着用を推奨</u>	<u>着用の必要なし</u>

・「屋内」とは、外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中などをいう。

・夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要なし」の場面で、マスクを外すことを推奨

・お年寄りと会う時や病院に行くときなど、ハイリスク者と接する場合にはマスクを着用

#### (2) 小学校就学前の児童のマスク着用について（5月24日から、幼稚園は5月31日から）

○2歳未満（乳幼児）は、引き続き、マスク着用は奨めない。

○2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。ただし、施設内に感染者が生じている場合などは、園長の判断により可能な範囲でマスクの着用を求めても差し支えない。

#### (3) 学校等での児童生徒のマスク着用について

○身体的距離が確保できる場合や体育の授業、気温・湿度や暑さ指数が高い熱中症などの健康被害が発生するおそれのある場合においては熱中症対策を優先し、マスク着用は奨めない。

○部活動では、体育の授業における取扱いに準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応し、練習場所や更衣室等での会話や食事、集団での移動にあたっては、マスク着用及び換気などの感染対策を徹底する。

## 2 イベント等の対応について

### (1) 市が主催（共催）するイベント等

① イベントを実施する場合は、下記の<開催の目安>を遵守し、適切な感染防止対策を講じたうえで実施する。

② 実施すべき事業（集団健診、審議会等）については、適切な感染防止対策を実施する。

#### <開催の目安>

	区分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの（参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント）	100%以内 （大声なしの担保が前提）	収容定員まで
②	その他（安全計画を策定しないイベント）	大声なし：100%以内 大声あり：50%以内	5,000人又は 収容定員50% のいずれか大きい方

- ・収容率と人数上限のいずれか小さい方を上限とする。
  - ・「大声」：観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。
- （注）感染防止安全計画等の詳細については、県対処方針を参照のこと。

#### （2）市が関与するが主催（共催）しないイベント等

市が関与するが主催（共催）しないイベント等については、上記<開催の目安>を参考に実施するよう指定管理者や地域等の関係団体にお願ひする。

実施する場合は、主催者で責任をもって感染防止対策を行う。

（3）主催者は可能な限り、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の利用を促す。

### 3 学校園（小中学校及び幼稚園並びに保育園及び認定こども園）及び児童クラブの対応について

感染防止対策を徹底する。なお、具体的な取扱いについては、児童生徒及び保護者等に個別に周知する。

### 4 公共施設の利用について

感染防止対策を実施したうえで、通常どおり開館する。

#### 【連絡先】

防災部防災対策課（427-9196、内線2450）